



栃木県公報

令和2(2020)年
3月31日(火)
号 外
第 21 号

目 次

規 則

○栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第十一号

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則
(栃木県行政組織規程の一部改正)

第一条 栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>デジタル戦略室</td> <td>Society5.0担当、デジタルマーケティング担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政改革ICT推進課</td> <td>行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	総合政策課	略	デジタル戦略室	Society5.0担当、デジタルマーケティング担当	略		課・室名	班・担当名	略		行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当	<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政改革推進室</td> <td>行政改革推進担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	総合政策課	略	略		課・室名	班・担当名	略		行政改革推進室	行政改革推進担当
課・室名	班・担当名																										
総合政策課	略																										
デジタル戦略室	Society5.0担当、デジタルマーケティング担当																										
略																											
課・室名	班・担当名																										
略																											
行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当																										
課・室名	班・担当名																										
総合政策課	略																										
略																											
課・室名	班・担当名																										
略																											
行政改革推進室	行政改革推進担当																										

略	略
税務課	略

三・四 略
五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当、県立病院担当
略	略
高齢対策課	生きがいつくり担当、地域支援担当、恩給援護担当、介護サービス班
略	略
国保医療課	略
指導監査課	子育て事業担当、高齢者事業担当、障害者事業担当

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	略
経営支援課	商業活性化担当、金融担当、中小企業等復興支援担当
略	略
観光交流課	観光地づくり担当、インバウンド推進担当、観光プロモーション班

略	略
税務課	略
情報システム課	情報企画担当、情報ネットワーク担当、電子県庁推進担当

三・四 略
五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当、検査指導担当、県立病院担当
略	略
高齢対策課	生きがいつくり担当、地域支援担当、恩給援護担当、事業者指導班
略	略
国保医療課	略

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	略
経営支援課	商業活性化担当、金融担当
略	略
観光交流課	観光地づくり担当、インバウンド推進担当、とちぎ特産振興担当、グスタイネーションキャンペーン推進班

略

七・八 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

課名	室名
総合政策課	略
行政改革ICT推進課	内部監査室
略	
産業政策課	次世代産業創造室
略	

(会計局)

第十条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下に同表の下欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会計管理課	総務企画担当、会計管理担当、審査指導第一担当、審査指導第二担当、物品調達室

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課

- 一 略
- 二 政策評価並びに重要施策の企画立案及び調整に関すること。
- 三〜九 略
- 十 地方分権の推進に関すること(行政改革ICT推進課の所掌する事務を除く。)
- 十一〜十五 略
- デジタル戦略室
- 一 デジタル化の総合企画及び総合調整に関すること。
- 二 地域の情報化の総合企画、総合調整及び推進

略

七・八 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

課名	室名
総合政策課	略
略	
産業政策課	産業戦略推進室
略	

(会計局)

第十条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下に同表の下欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会計管理課	総務企画担当、会計管理担当、審査担当、検査担当、契約指導・調達室

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課

- 一 略
- 二 重要施策の審議に関すること。
- 三〜九 略
- 十 地方分権の推進に関すること(行政改革推進室の所掌する事務を除く。)
- 十一〜十五 略

に關すること。

三 デジタルマーケティングの推進に係る企画及び総合調整に關すること。

市町村課 略
地域振興課

一〇六 略

七 地域再生計画、構造改革特別区域計画等に關すること。

八〇二十 略

経営管理部
財政課・人事課 略
行政改革ICT推進課

一〇九 略

十 業務の効率化に關すること。

十一 社会保障・税番号制度に關すること。

十二 略

十三 行政の情報化の総合企画、総合調整及び推進に關すること。

十四 情報セキュリティに關すること。

十五 庁内情報基盤の運用管理に關すること。

十六 情報化についての調査及び研究に關すること。

十七 内部統制及び内部監査に關すること。

十八 公益通報者保護法の施行に關すること。

職員厚生課 略
文書学事課

一〇八 略

九 文書の作成及び保存に關すること。

十・十一 略

十二 私立学校関係法の施行に關すること(ことも政策課及び指導監査課の所掌するものを除く)。

十三〇十八 略

十九 個人情報の保護に係る総合調整に關すること。

二〇〇二十二 略

二二三 高等学校等就学支援金の支給に關する法律の施行に關すること(公立学校に關するものを除く)。

二四四 大学等における修学の支援に關する法律の施行に關すること(私立専門学校に關するものに限る)。

管財課

一・二 略

三・四 略

五・六 略

市町村課 略
地域振興課

一〇六 略

七〇十九 略

経営管理部
財政課・人事課 略
行政改革推進室

一〇九 略

十 業務改善に關すること。

十一 社会保障・税番号制度の総合調整に關すること。

十二 略

職員厚生課 略
文書学事課

一〇八 略

九 文書の編集及び保存に關すること。

十・十一 略

十二 私立学校関係法の施行に關すること(ことも政策課の所掌するものを除く)。

十三〇十八 略

十九 個人情報の保護に關すること。

二〇〇二十二 略

管財課

一・二 略

三 用地取得事業特別会計に關すること。

四・五 略

六 本庁舎内の取締り及び宿日直に關すること。

七・八 略

九 出先庁舎の管理及び運営に關すること。

七・八 略

九 栃木県公館に関すること。

税務課 略

県民生活部

県民文化課

一〇 略

十一 ともぎボランティアNPOセンターに関すること。

十三 略

危機管理課・消防防災課 略

くらし安全安心課

一〇 略

六 再犯の防止に関する施策の推進に関すること。

七 ともぎ性暴力被害者サポートセンターに関すること。

八 略

統計課・人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課・自然環境課 略

廃棄物対策課

一〇 略

十二 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に関すること。

十三 略

林業木材産業課・森林整備課 略

保健福祉部

保健福祉課

一〇 略

十二 社会福祉法の施行に関すること(人権・青少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課及び指導監査課の所掌するものを除く。)

十三 略

十五 略

二十四 生活保護法の施行に関すること(指導監査課の所掌するものを除く。)

十 略

税務課 略

情報システム課

一 地域の情報化の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

二 行政の情報化の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

三 情報通信ネットワークの運用管理に関すること。

四 共用コンピュータの運用管理及び情報処理に関すること。

五 情報化についての調査及び研究に関すること。

県民生活部

県民文化課

一〇 略

十二 略

危機管理課・消防防災課 略

くらし安全安心課

一〇 略

六 再犯の防止等に関する施策の推進に関すること。

七 略

統計課・人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課・自然環境課 略

廃棄物対策課

一〇 略

十二 略

林業木材産業課・森林整備課 略

保健福祉部

保健福祉課

一〇 略

十二 社会福祉法の施行に関すること(人権・青少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課及びこども政策課の所掌するものを除く。)

十三 略

十五 社会福祉施設、社会福祉法人及び社会福祉事業を行う市町村等の検査及び指導に関すること。

十六 略

二十五 生活保護法の施行に関すること。

二十五～三十 略
 医療政策課 略
 高齢対策課 略
 一 略
 二 老人福祉法の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)
 三 社会福祉法の施行に関する事(専ら老人に係るもの限り、指導監査課の所掌するものを除く。)
 四～六 略
 七 介護保険法の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)
 八～三十 略
 健康増進課 略
 障害福祉課 略
 一～五 略
 六 児童福祉法の施行に関する事(専ら障害児に係るもの限り、指導監査課の所掌するものを除く。)
 七～九 略
 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事(こども政策課及び指導監査課の所掌するものを除く。)
 十一 略
 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)
 十三 社会福祉法の施行に関する事(専ら障害者に係るもの限り、指導監査課の所掌するものを除く。)
 十四～二十六 略
 二十七 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事。
 二十八 略
 こども政策課
 一・二 略
 三 児童福祉法の施行に関する事(健康増進課、障害福祉課及び指導監査課の所掌するものを除く。)
 四・五 略
 六 社会福祉法の施行に関する事(心身障害児を除く児童又は母子に係るもの限り、指導監査課の所掌するものを除く。)
 七 略
 八 子ども・子育て支援法の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)
 九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)

二十六～三十一 略
 医療政策課 略
 高齢対策課 略
 一 略
 二 老人福祉法の施行に関する事
 三 社会福祉法の施行に関する事(専ら老人に係るものに限る。)
 四～六 略
 七 介護保険法の施行に関する事
 八～三十 略
 健康増進課 略
 障害福祉課 略
 一～五 略
 六 児童福祉法の施行に関する事(専ら障害児に係るものに限る。)
 七～九 略
 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事(こども政策課の所掌するものを除く。)
 十一 略
 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事
 十三 社会福祉法の施行に関する事(専ら障害者に係るものに限る。)
 十四～二十六 略
 二十七 略
 こども政策課
 一・二 略
 三 児童福祉法の施行に関する事(健康増進課及び障害福祉課の所掌するものを除く。)
 四・五 略
 六 社会福祉法の施行に関する事(心身障害児を除く児童又は母子に係るものに限る。)
 七 略
 八 へき地保育所に関する事。
 九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する事
 十 子ども・子育て支援法の施行に関する事。

十一・十一 略

十二 児童扶養手当法の施行に関する事(指導監査課の所掌するものを除く。)

十三 児童手当法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年
度における子ども手当の支給等に関する特別措
置法の施行に関する事(拠出金の徴収事務及
び指導監査課の所掌するものを除く。)

十四~二十四 略

二十五 私立学校関係法の施行に関する事(幼
稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を
目的とする学校法人に係るものに限り、指導監
査課の所掌するものを除く。)

二十六 文部科学省に係る叙位、叙勲及び褒章に
関する事(幼稚園又は幼保連携型認定こども
園のみの設置を目的とする学校法人に係るもの
に限る。)

二十七 略

生活衛生課 略
薬務課

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律の施行に関する事
(動物薬事に係るものを除く。)

二~四 略

五 薬事関係統計調査 に関する事。

六~九 略

十 覚醒剤取締法の施行に関する事。

十一~十六 略

十七 前各号に掲げるもののほか、薬事及び温泉
に関する事。

国保医療課 略
指導監査課

一 社会福祉法の施行に関する事(社会福祉法
人の指導監督及び社会福祉事業(婦人保護施設
を運営する事業及び隣保事業を除く。)を運営
する者の指導監査に係るものに限る。)

二 生活保護法の施行に関する事(保護施設の
指導監査に係るものに限る。)

三 老人福祉法の施行に関する事(老人福祉施
設等の指導監査に係るものに限る。)

四 介護保険法の施行に関する事(介護保険施
設等の指導監査に係るものに限る。)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律の施行に関する事(指定障
害福祉サービス事業者等の指導監査に係るもの
に限る。)

六 児童福祉法の施行に関する事(児童福祉施
設等の指導監査に係るものに限る。)

七 子ども・子育て支援法の施行に関する事
(子どものための教育・保育給付に関する調査
に係るものに限る。)

十一・十二 略

十三 児童扶養手当法の施行に関する事

十四 児童手当法、平成二十二年度等における子
ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年
度における子ども手当の支給等に関する特別措
置法の施行に関する事(拠出金の徴収事務
を除く。)

十五~二十五 略

二十六 私立学校関係法の施行に関する事(幼
稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を
目的とする学校法人に係るものに限る。次号に
おいて同じ。)

二十七 文部科学省に係る叙位、叙勲及び褒章に
関する事

二十八 略

生活衛生課 略
薬務課

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律の施行に関する事

二~四 略

五 薬事工業生産動態統計に関する事。

六~九 略

十 覚せい剤取締法の施行に関する事。

十一~十六 略

十七 前各号に掲げるもののほか、薬事及び温泉
に関する事。

国保医療課 略

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関すること（幼保連携型認定こども園の指導監査に係るものに限る。）。

九 私立学校関係法の施行に関すること（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人の指導監査に係るものに限る。）。

十 児童扶養手当法の施行に関すること（市町村の事務等の指導監査に係るものに限る。）。

十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関すること（市町村の事務等の指導監査に係るものに限る。）。

十二 児童手当法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に関すること（市町村の事務の指導監査に係るものに限る。）。

産業労働観光部
産業政策課・工業振興課 略
経営支援課

一〇十六 略

十七〇二十 略

国際課 略
観光交流課

一〇十三 略

労働政策課 略

農政部

農政課

一 農業政策の総合企画及び総合調整に関すること。

二 略

三・四 略

五 スマート農業の推進に関すること。

六〇十三 略

十四 ユニバーサル農業の推進に関すること。

十五〇二十一 略

農村振興課

一〇七 略

八 農村における関係人口の創出・拡大に関すること。

九〇二十二 略

二十三 再生可能エネルギーの利活用に関するすること（農業用施設に関するものに限る。）。

二十四 棚田地域振興法の施行に関すること。

産業労働観光部
産業政策課・工業振興課 略
経営支援課

一〇十六 略

十七 小規模企業者等設備導入資金に関すること。

十八〇二十一 略

国際課 略
観光交流課

一〇十三 略

十四 本物の出会い栃木ゲストイノベーションキャンペーンの推進に関すること。

労働政策課 略

農政部

農政課

一 農業政策の基本的事項に関すること。

二 略

三 首都圏農業の推進に関すること。

四・五 略

六〇十三 略

十四〇二十 略

農村振興課

一〇七 略

八〇二十一 略

二十二 再生可能エネルギーの利活用に関するすること（農村地域におけるものに限る。）。

二二五〇～二二五〇 略

三十一 部内の補助事業執行の適正化に関するこ
と(県が交付決定するものに限る。)

三二二〇～三二二〇 略

三二五 農林工事執行管理システム及び農業農村
整備標準積算システムの企画及び運営に関する
こと。

三三六〇～三三六〇 略
経済流通課

一〇 略

七 農産物及び加工食品の流通及び消費拡
大に関すること。

八〇～八〇 略

十一 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に
関する法律の施行に関すること。

十二 略

十三 農林水産業共同利用施設災害復旧事業に関
すること。

一 経営技術課
一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節、第
三章第三節及び第四章を除く。)の施行に関すること。

二 略

三 農業技術及び農業経営に関すること。

四 新規就農者の確保及び育成に関すること。

五 略

六 農業労働力の確保に関すること。

七 農業技術情報に関すること。

八 協同農業普及事業に関すること。

九 農業生産工程管理の推進に関すること。

十〇～十〇 略

十七 とうもろこしの特別栽培農産物に関すること。

十八 農作業の安全対策に関すること。

十九〇～十九〇 略
生産振興課

一 稲、麦、大豆等の生産振興に関すること。

二・三 略

四 稲、麦及び大豆の種子の安定供給に関する
こと。

五〇～五〇 略

十一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節、
第三章第三節及び第四章に限
る。)の施行に関すること。

十二・十三 略
畜産振興課

一 略

二 家畜家禽の改良増殖に関すること。

三〇～三〇 略

二二三〇～二二三〇 略

二十九 部内の補助事業執行の適正化に関するこ
と。

三十〇～三十〇 略

三十三 農業農村整備事業等電算システム
の企画及び運営に関する
こと。

三四四〇～三四四〇 略
経済流通課

一〇 略

七 農産物等の市場動向並びに消費者情報の収集
及び提供に関すること。

八 農産物等及びその加工食品の流通及び消費拡
大に関すること。

九〇～九〇 略

十二 食品流通構造改善促進法
の施行に関すること。

十三 略

一 経営技術課
一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節及び
第三節、第三章第三節並びに第四章を除く。)の
施行に関すること。

二 略

三 農業技術、農業経営及び農村生活の改善に関
すること。

四 略

五 農業情報のうち農業技術情報に関すること。

六 その他農業改良普及事業に関すること。

七〇～七〇 略

十四 農作業の安全に関すること。

十五〇～十五〇 略
生産振興課

一 米、麦、大豆等の生産振興に関すること。

二・三 略

四 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する
こと。

五〇～五〇 略

十一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節及
び第三節、第三章第三節並びに第四章に限
る。)の施行に関すること。

十二・十三 略
畜産振興課

一 略

二 家畜家禽の改良増殖に関すること。

三〇～三〇 略

八 家畜家禽の衛生及び防疫に関すること。

九 略

十六 栃木県土上平放牧場
農地整備課
一 略

一 略

一 略

十一 農地整備事業に関すること。

十二 圃場整備等に伴う経営体の育成及び農地の
利用集積・集約化に関すること。

十三 略

十六 水利施設整備事業に関すること。

十七 略

十八 農村地域防災減災事業に関すること。

十九 略

県土整備部 略

会計局

会計管理課

一 略

十七 財務会計事務の指導に関すること。

十八 略

十九 競争入札参加資格(公共工事に関するもの
を除く。)の審査及び登録に関すること。

二十 略

2・3 略

(自動車税事務所)

第十九条の二 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 略

七 自動車税の種別割(以下この条において「種
別割」という。)(普通徴収に係るものに限
る。第十一号において同じ。)に係る徴収金の
賦課及び徴収に関すること。

八 自動車税に係る徴収金の収納管理に関するこ
と。

九 略

十一 種別割に係る徴収金に関する還付金等の
還付及び充当に関すること。

十二 略

課税課

一 自動車税の環境性能割及び種別割(証紙徴収
に係るものに限る。第三号において同じ。)に
係る徴収金の賦課及び徴収に関すること。

二 略

三 自動車税の環境性能割及び種別割に係る徴収
金に関する還付金等の還付及び充当に関するこ
と。

四 略

八 家畜家禽の衛生及び防疫に関すること。

九 略

十六 栃木県土上平放牧場、栃木県霧降高原牧場
及び栃木県鶏頂高原牧場に関すること。

農地整備課

一 略

十一 圃場整備事業に関すること。

十二 農用地開発事業に関すること。

十三 圃場整備に伴う経営体の育成及び農地の
利用集積に関すること。

十四 略

十七 かんがい排水事業に関すること。

十八 畑地帯総合整備事業に関すること。

十九 略

二十 農地防災事業に関すること。

二十一 略

県土整備部 略

会計局

会計管理課

一 略

十七 財務会計事務の検査に関すること。

十八 略

十九 略

2・3 略

(自動車税事務所)

第十九条の二 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 略

七 自動車税の種別割(以下この条において「種
別割」という。)(普通徴収に係るものに限
る。)に係る徴収金の
賦課、徴収及び収納管理に関すること。

八 略

十一 自動車税に係る徴収金
の
還付及び充当に関すること。

十二 略

課税課

一 自動車税の環境性能割及び種別割(証紙徴収
に係るものに限る。)
の賦課及び徴収に関すること。

二 略

三 略

(環境森林事務所)

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部 略

森林部

林業経営課 略

森づくり課

1 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
(里山林の保全に関するもの
に限る。)。

一〇九 略

(森林管理事務所)

第十九条の五 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・林業経営課 略

森づくり課

1 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
(里山林の保全に関するもの
に限る。)。

一〇八 略

(健康福祉センター)

第二十条 栃木県行政機関設置条例第六条の規定に

より設置された健康福祉センターのうち、栃木県
県東健康福祉センター、栃木県県南健康福祉セン
ター及び栃木県県北健康福祉センター(以下「県
東健康福祉センター等」という。)に、総務福祉
部及び地域保健部を置き、総務福祉部に総務企画
課及び生活福祉課を、地域保健部に
健康支援課、健康対策課、生活衛生課及び試験検
査課(栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県
北健康福祉センターに限る。)を置く。

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務
は、次のとおりとする。

総務福祉部

総務企画課

一〇十二 略

十三 老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害
者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律、介護保険法及び児
童福祉法の規定による市町村の事務の援助に関
すること。

十四 児童福祉法の規定による放課後児童健全育
成事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全
戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関するこ
と。

十五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
に関する法律の規定による被害者の相談及び指
導に関すること。

(環境森林事務所)

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部 略

森林部

林業経営課 略

森づくり課

1 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
(針広混交林化及び里山林の保全に関するもの
に限る。)。

一〇九 略

(森林管理事務所)

第十九条の五 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・林業経営課 略

森づくり課

1 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
(針広混交林化及び里山林の保全に関するもの
に限る。)。

一〇八 略

(健康福祉センター)

第二十条 栃木県行政機関設置条例第六条の規定に

より設置された健康福祉センターのうち、栃木県
県東健康福祉センター、栃木県県南健康福祉セン
ター及び栃木県県北健康福祉センター(以下「県
東健康福祉センター等」という。)に、総務福祉
部及び地域保健部を置き、総務福祉部に総務企画
課、福祉指導課及び生活福祉課を、地域保健部に
健康支援課、健康対策課、生活衛生課及び試験検
査課(栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県
北健康福祉センターに限る。)を置く。

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務
は、次のとおりとする。

総務福祉部

総務企画課

一〇十二 略

- 十六 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- 十七 児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定による市町村の事務の指導援助及び債権管理等に関すること。
- 十八 児童家庭福祉等に係る保健と福祉の連携に関すること。
- 十九 売春防止法の規定による要保護女子の調査及び指導に関すること。
- 二十 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当に関すること（町分に限る。）。
- 二十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当等に関すること（町分に限る。）。
- 二十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当に関すること。
- 二十三 民生委員及び児童委員の指導に関すること。
- 二十四 地域福祉活動の推進に関すること。
- 二十五 青少年の健全育成に関すること。
- 二十六 社会福祉に係る統計に関すること。
- 二十七・二十八 略

十三・十四 略
福祉指導課

- 一 社会福祉施設、社会福祉法人、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護保険に係る居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防サービス事業所、一時預かり事業所等の検査及び指導並びにこれらの事務の総合調整に関すること。
- 二 老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、介護保険法及び児童福祉法の規定による市町村の事務の検査及び指導援助に関すること。
- 三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による養介護施設の指導等に関すること。
- 四 児童福祉法の規定による放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。
- 五 介護保険法の規定による居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- 六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による被害者の相談及び指導に関すること。
- 七 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による

生活福祉課 略

地域保健部 略

3 栃木県行政機関設置条例第六条の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県西健康福祉センター及び栃木県安足健康福祉センター（以下「県西健康福祉センター等」という。）に、総務企画課、健康支援課、健康対策課及び生活衛生課を置く。

4 県西健康福祉センター等の各課の分掌事務は、それぞれ第二項の表総務福祉部の部総務企画課の項、同表地域保健部の部健康支援課の項、同部健康対策課の項又は同部生活衛生課の項に掲げる事務とする。

5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

一 略

二 第二項の表総務福祉部の部総務企画課の項第二十五号に掲げる事務（栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センターに限る。）

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。

八 児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定による市町村の事務の検査及び指導援助並びに債権管理等に関すること。

九 児童家庭福祉等に係る保健と福祉の連携に関すること。

十 売春防止法の規定による要保護女子の調査及び指導に関すること。

十一 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当に関すること（町分に限る。）。

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別障害者手当等に関すること（町分に限る。）。

十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当に関すること。

十四 民生委員及び児童委員の指導に関すること。

十五 地域福祉活動の推進に関すること。

十六 青少年の健全育成に関すること。

十七 市町村社会福祉協議会の検査及び指導に関すること。

十八 社会福祉に係る統計に関すること。

十九 その他生活福祉課の所管に属しない福祉に関すること。

生活福祉課 略

地域保健部 略

3 栃木県行政機関設置条例第六条の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県西健康福祉センター及び栃木県安足健康福祉センター（以下「県西健康福祉センター等」という。）に、総務企画課、福祉指導課、健康支援課、健康対策課及び生活衛生課を置く。

4 県西健康福祉センター等の各課の分掌事務は、それぞれ第二項の表総務福祉部の部総務企画課の項、同部福祉指導課の項、同表地域保健部の部健康支援課の項、同部健康対策課の項又は同部生活衛生課の項に掲げる事務とする。

5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

一 略

二 第二項の表総務福祉部の部福祉指導課の項第十六号に掲げる事務（栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センターに限る。）

三 略
保健衛生課 略

7 略

(福祉事務所)

第二十条の二 略

2 福祉事務所に総務企画課及び生活福祉課を置く。

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一 五 略

生活福祉課

一・二 略

三 福祉各法により福祉事務所が行うべき業務のうち、総務企画課が行う業務以外の業務に関する事。

(児童相談所)

第二十一条 略

2 略

3 栃木県南児童相談所及び栃木県北児童相談所に管理課、判定指導課及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 虐待対応課 略

三 略
保健衛生課 略

7 略

(福祉事務所)

第二十条の二 略

2 福祉事務所に福祉指導課及び生活福祉課を置く。

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉指導課

一 五 略

生活福祉課

一・二 略

三 福祉各法により福祉事務所が行うべき業務のうち、福祉指導課が行う業務以外の業務に関する事。

(児童相談所)

第二十一条 略

2 略

3 栃木県南児童相談所に管理課、判定指導課及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 虐待対応課 略

4 栃木県北児童相談所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 公印の保管に関する事。

二 職員の服務に関する事。

三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。

四 予算の経理に関する事。

五 物品の出納保管に関する事。

六 現金、有価証券等の出納保管に関する事。

七 施設及び設備の維持管理に関する事。

八 児童福祉施設等に措置した児童に係る費用の徴収に関する事。

九 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずる事。

十 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の要否の決定等に関する事。

十一 関係機関との連絡調整に関する事。

十二 児童ケースレコード等の整理保存に関する事。

十三 資料及び統計に関する事。

十四 前各号に掲げるもののほか、判定指導課の主管に属しない事務に関する事。

判定指導課

一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村に対する援助等に関する事。

二 児童福祉法第二十六条の措置に関する事。

4| 略

(農業振興事務所)

第二十五条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理
部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調
整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、園芸課が分課されている農業振
興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課
又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、農畜産課が分課されている農業
振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又
は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、調査保全課が置かれていない農
業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除
く。)にあつては調査保全課の事務を整備課にお
いて、整備課が分課されている農業振興事務所
あつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二
課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)に
おいて、それぞれ分掌するものとする。

管理部(経営普及部 略

農村整備部

調査保全課 略

整備課

一・二 略

三 水利施設整備事業 に関すること。

5| 略

(農業振興事務所)

第二十五条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管
理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調
整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、園芸課が分課されている農業振
興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課
又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、農畜産課が分課されている農業
振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又
は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定め
る。)において、調査保全課が置かれていない農
業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除
く。)にあつては調査保全課の事務を整備課にお
いて、整備課が分課されている農業振興事務所
あつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二
課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)に
おいて、それぞれ分掌するものとする。

管理部(経営普及部 略

農村整備部

調査保全課 略

整備課

一・二 略

三 県営かんがい排水事業に関すること。

三 児童福祉法第二十七条第一項及び第二項並び
に第二十七条の二の措置に関すること。

四 児童福祉法第三十二条の六の規定による委託
等に関すること。

五 民間あつせん機関による養子縁組のあつせん
に係る児童の保護等に関する法律第七条第二項
(第十二条第五項において準用する場合を含
む。)の規定による調査等に関すること。

六 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学
的及び精神保健上の判定及び指導に関するこ
と。

七 児童及び家庭についての必要な調査及び指導
に関すること。

八 巡回相談に関すること。

九 里親を希望する者の申出の受理、調査及び進
達に関すること。

十 里親の支援に関すること。

十一 児童虐待の防止等に関する法律に規定する
通告又は送致を受けた場合の措置に関するこ
と。

十二 児童虐待の防止等に関する法律第十一条第
三項の規定による報告に関すること。

十三 児童虐待の防止等に関する法律第十二条の
規定による面会又は通信の制限に関すること。

四 県営農村地域防災減災事業に関すること。

五 八 略

管理指導担当 略

3 6 略

(土木事務所)

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部(栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課及び管理課(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県鹿沼土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を栃木県宇都宮土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課及び保全第二課を、栃木県日光土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、管理課が置かれていない土木事務所にあつては、管理課の事務(第三号に掲げる事務を除く。)を保全部(栃木県日光土木事務所にあつては、保全管理課)において分掌するものとする。

管理部

総務課

一 十一 略

十二 ダム及び貯水池の県土整備部所管公有財産及び国土交通省所管国有財産の管理(技術に関するものを除く。)に関すること(栃木県矢板土木事務所に限る。)

十三 ダム及び貯水池の許認可及び管理(技術に関するものを除く。)に関すること(栃木県矢板土木事務所に限る。)

十四 略

管理課

四 県営畑地帯総合土地改良事業に関すること。

五 県営農地防災事業に関すること。

六 九 略

管理指導担当 略

3 6 略

(土木事務所)

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部(栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課及び管理課(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所

の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を栃木県宇都宮土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課及び保全第二課を、栃木県日光土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、管理課が置かれていない土木事務所にあつては、管理課の事務(第三号に掲げる事務を除く。)を保全部(栃木県日光土木事務所にあつては、保全管理課)において分掌するものとする。

管理部

総務課

一 十一 略

十二 略

管理課

一 県土整備部所管公有財産（陸道敷及び廃川敷を除く。）及び国土交通省所管国有財産の管理（技術に関するものを除く。）に関すること（栃木県土木事務所にあつては、総務課の所掌するものを除く。）。

二 略

企画調査部 略

ダム管理部

一 略

二 ダム及び貯水池の許認可及び管理（技術に関することに限る。）に関すること。

三 略

建築指導担当 略

3 略

（地方機関）

第三十四条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部課室	機 関
略	
農 政 部	農村振興課 栃木県水産試験場
	経営技術課 略
	略 略
略	

（栃木県立岡本台病院）

第四十六条 略

2 略

3 栃木県立岡本台病院に事務局、医務局及び看護部を置き、事務局に総務課、医事栄養課を、医務局に診療科、薬剤科、地域連携科及びリハビリテーション科を置く。

4 各局部課科の分掌事務は、次のとおりとする。

事務局 略

医務局

診療科・薬剤科 略

地域連携科

一・二 略

リハビリテーション科 略

看護部 略

一 県土整備部所管公有財産（陸道敷及び廃川敷を除く。）及び国土交通省所管国有財産の管理（技術に関するものを除く。）に関すること

二 略

企画調査部 略

ダム管理部

一 略

二 ダム及び貯水池の許認可及び管理に関すること。

三 略

建築指導担当 略

3 略

（地方機関）

第三十四条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部課室	機 関
略	
農 政 部	経営技術課 略
	生産振興課 栃木県水産試験場
	略 略
略	

（栃木県立岡本台病院）

第四十六条 略

2 略

3 栃木県立岡本台病院に事務局、医務局及び看護部を置き、事務局に総務課、医事栄養課を、医務局に診療科、薬剤科、社会復帰科及びリハビリテーション科を置く。

4 各局部課科の分掌事務は、次のとおりとする。

事務局 略

医務局

診療科・薬剤科 略

社会復帰科

一・二 略

リハビリテーション科 略

看護部 略

(食肉衛生検査所)

第五十五条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場(併設される食肉処理施設を含む。)及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県食肉衛生検査所	芳賀郡芳賀町	県内全域(地域保健法第五条第一項の規定により保健所を設置する市の区域を除く。)

3 食肉衛生検査所に、管理課、検査第一課及び検査第二課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 八 略

九 食肉の輸出に係る検査及び手続に関すること。

十 と畜場(併設される食肉処理施設を含む。)の衛生指導に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関すること。

検査第一課

一 主に大動物のと畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。

二 と畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること(主に大動物に関すること。)

三 食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。

四・五 略

検査第二課

一 主に小動物のと畜検査に係る一般検査に関すること。

二 主に小動物を扱うと畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること。

(栃木県水産試験場)

第六十九条 栃木県水産試験場は、水産業の振興を

(食肉衛生検査所)

第五十五条 食肉衛生検査所は、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事務(届出食肉販売業者に係るものを除く。)並びにと畜場

及び食鳥処理場内における食品衛生に関する業務を行う。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県食肉衛生検査所	大田原市	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡、塩谷郡、那須郡

3 食肉衛生検査所に、管理課及び検査課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 八 略

九 前各号に掲げるもののほか、検査課の主管に属しない事務に関すること。

検査課

一 と畜検査及び食鳥検査に係る一般検査に関すること。

二 と畜場及びと畜業者並びに食鳥処理場及び食鳥処理業者の衛生措置に関すること。

三・四 略

第六十九条 削除

- 図るため、次の業務を行う。
- 一 水産資源に関する調査研究に関すること。
- 二 魚族の増殖及び保全に関する試験研究及び調査に関すること。
- 三 水域生態系に関する調査研究に関すること。
- 四 水産業に関する指導普及及び研修に関すること。
- 五 その他水産業の振興を図るために必要な事項に関すること。
- 2 栃木県水産試験場は、大田原市に置く。
- 3 栃木県水産試験場に、総務課及び水産研究部を置く。
- 4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 総務課
- 一 公印の保管に関すること。
- 二 職員の服務に関すること。
- 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 予算の経理に関すること。
- 五 物品の出納保管に関すること。
- 六 現金、有価証券等の出納保管に関すること。
- 七 土地、建物等の維持管理に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、水産研究部の主管に属しない事務に関すること。
- 水産研究部
- 一 試験研究調査等の企画調整及び情報提供に関すること。
- 二 水産資源に関する調査研究に関すること。
- 三 漁場の保全に関する調査研究に関すること。
- 四 水域生態系の保全に関する調査研究に関すること。
- 五 漁場の高度利用に関する調査研究に関すること。
- 六 魚族の増殖技術の開発及び改良に関する試験研究に関すること。
- 七 生物工学による水産技術の試験研究に関すること。
- 八 魚病の試験研究に関すること。
- 九 魚類防疫に関する試験研究に関すること。
- 十 水産業に関する指導普及及び研修に関すること。

第七十二条から第七十七条まで 削除

第七十二条から第七十六条まで 削除

(栃木県水産試験場)

- 第七十七条** 栃木県水産試験場は、水産業の振興を図るため、次の業務を行なう。
- 一 水産資源に関する調査研究に関すること。
 - 二 魚族の増殖及び保全に関する試験研究及び調査に関すること。
 - 三 水域生態系に関する調査研究に関すること。

(栃木県公園事務所)

第八十七条 略

2 略

3 栃木県公園事務所に、総務課及び工務管理課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課・工務管理課 略

四 水産業に関する指導普及及び研修に関すること。

五 その他水産業の振興を図るために必要な事項に関すること。

2 栃木県水産試験場は、大田原市に置く。

3 栃木県水産試験場に、総務課及び水産研究部を置く。

4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 公印の保管に関すること。

二 職員の服務に関すること。

三 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

四 予算の経理に関すること。

五 物品の出納保管に関すること。

六 現金、有価証券等の出納保管に関すること。

七 土地、建物等の維持管理に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、水産研究部の主管に属しない事務に関すること。

水産研究部

一 試験研究調査等の企画調整及び情報提供に関すること。

二 水産資源に関する調査研究に関すること。

三 漁場の保全に関する調査研究に関すること。

四 水域生態系の保全に関する調査研究に関すること。

五 漁場の高度利用に関する調査研究に関すること。

六 魚族の増殖技術の開発及び改良に関する試験研究に関すること。

七 生物工学による水産技術の試験研究に関すること。

八 魚病の試験研究に関すること。

九 魚類防疫に関する試験研究に関すること。

十 水産業に関する指導普及及び研修に関すること。

(栃木県公園事務所)

第八十七条 略

2 略

3 栃木県公園事務所に、総務課、工務管理課及び利用指導課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課・工務管理課 略

利用指導課

一 スポーツ事業の企画、立案及び調査研究に関すること。

二 健康機能の測定及び体力診断並びに運動処方に関すること。

三 栃木県総合運動公園運動施設の管理運営に関すること。

(附属機関)

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部課室		附属機関
略		
経営管理部	略	略
	行政改革推進課	略
	略	略
略		

- 四 栃木県総合運動公園運動施設の使用許可及び調定に関する事。
- 五 スポーツ教室の実施運営に関する事。
- 六 各種スポーツクラブ等の育成に関する事。
- 七 体育の指導及び相談に関する事。

(附属機関)

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部課室		附属機関
略		
経営管理部	略	略
	行政改革推進室	略
	略	略
略		

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正)

第二条 栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(設置)</p> <p>第一条 第七十七回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第二十二回全国障害者スポーツ大会(以下「全国障害者スポーツ大会」という。)に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。)第七条第三項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局(以下「局」という。)の下に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画課</td> <td>企画調整担当、企画推進担当、広報・県民運動担当</td> </tr> </tbody> </table>	課名	担当名	総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、広報・県民運動担当	<p>(設置)</p> <p>第一条 第七十七回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第二十二回全国障害者スポーツ大会(以下「全国障害者スポーツ大会」という。)に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。)第七条第三項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局(以下「局」という。)の下に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画課</td> <td>総務担当、 、広報・県民運動担当、 全国障害者スポーツ大会担当</td> </tr> </tbody> </table>	課名	担当名	総務企画課	総務担当、 、広報・県民運動担当、 全国障害者スポーツ大会担当
課名	担当名								
総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、広報・県民運動担当								
課名	担当名								
総務企画課	総務担当、 、広報・県民運動担当、 全国障害者スポーツ大会担当								

略	
競技式典課	式典担当、競技担当、 セーリング競技担当
全国障害者スポーツ大会課	大会運営担当、競技運営 担当

略	
競技式典課	式典担当、競技担当

2 略

(分掌事務)

第二条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一・二 略

三 その他国体の開催に関する事(他課の所掌するものを除く)。

施設調整課

一 国体及び全国障害者スポーツ大会の開会式及び閉会式の会場並びに国体の競技施設に関する事。

二 略

競技式典課 略

全国障害者スポーツ大会課

一 全国障害者スポーツ大会の運営に関する事。

二 全国障害者スポーツ大会の競技施設及び競技の運営に関する事。

三 その他全国障害者スポーツ大会の開催に関する事(他課の所掌するものを除く)。

2・3 略

(局長等)

第四条 略

2 前項の職のほか、幹事課に総務主幹を、課に主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主任、主事及び技師を置くことができる。

3・4 略

5 総務主幹は、上司の命を受け、局内の重要な事項の総合的な企画、調整等の事務を処理する。

6 略

2 略

(分掌事務)

第二条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一・二 略

三 全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関する事。

四 その他国体及び全国障害者スポーツ大会の開催に関する事(他課の所掌するものを除く)。

施設調整課

一 国体及び全国障害者スポーツ大会の開会式及び閉会式の会場並びに競技施設に関する事。

二 略

競技式典課 略

2・3 略

(局長等)

第四条 略

2 前項の職のほか、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主任、主事及び技師を置くことができる。

3・4 略

5 略

10 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(人事課)